

高圧ガス保安法関係手数料令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

○高圧ガス保安法関係手数料令(平成九年政令第二十一号)	(抄)	1
○高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)	(抄)	1
○高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号)	(抄)	2

○高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）（抄）

（製造保安責任者試験等に係る手数料の額）

第二条 法第七十三条第一項第八号から第十号までに掲げる者が同項の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二のとおりとする。

別表第二（第二条関係）

一～三（略）	納付しなければならない者	金額
		（略）

○高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）（抄）

（保安検査）

第三十五条 第一種製造者は、高圧ガスの爆発その他災害が発生するおそれがある製造のための施設（経済産業省令で定めるものに限る。以下「特定施設」という。）について、経済産業省令で定めるところにより、定期に、都道府県知事が行う保安検査を受けなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一・二（略）

2～4（略）

（認定）

第三十九条の十三 第一種製造者は、経済産業省令で定めるところにより、第五条第一項の許可に係る事業所ごとに、高度な保安を確保することができるものと認められる旨の経済産業大臣の認定（以下この章において単に「認定」という。）を受けることができる。

（認定の基準等）

第三十九条の十四 経済産業大臣は、認定の申請が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、その認定をしてはならない。

一 保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させる仕組みを有することその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

二 保安の確保の方法が高度な情報通信技術を用いたものであることその他の経済産業省令で定める基準に適合するものであること。

2 認定の申請をした者は、保安の確保のための組織及び保安の確保の方法について、経済産業大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、第三十九条の十六第一項に規定する協会又は経済産業大臣の指定する者による調査を受けた場合には、当該調査を受けた事項については当該検査を受けることを要しない。

(認定の更新)

第三十九条の十七 認定は、五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第三十九条の十三、第三十九条の十四及び前条の規定は、前項の認定の更新に準用する。この場合において、第三十九条の十四第二項中「ついで、」とあるのは、「ついで、経済産業大臣から検査が必要である旨の通知を受けたときは、」と読み替えるものとする。

(手数料)

第七十三条 次に掲げる者（経済産業大臣若しくは産業保安監督部長又は経済産業大臣若しくは産業保安監督部長がその試験事務を行わせることとした協会若しくは指定試験機関に対して手続を行おうとする者に限る。）は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。ただし、これらの者が都道府県であるときは、この限りでない。

一〇五 (略)

六 第三十九条の十三の認定又はその更新を受けようとする者

七〇二十一 (略)

2 (略)

○ 高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）（抄）

(認定高度保安実施者の認定の有効期間)

第十条の二 法第三十九条の十七第一項の政令で定める期間は、五年とする。ただし、法第三十九条の十三の認定（その更新を含む。）を受けた者が、当該認定に際し、保安の確保のための組織がその業務遂行能力を持続的に向上させるものとして経済産業省令で定める特に高度な仕組みを有し、かつ、保安の確保の方法が経済産業省令で定める特に高度な情報通信技術を用いたものであると認められた場合は、七年とする。